

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

「放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム」

開催要綱

1. 背景・目的

世界のコンテンツ市場は今後更なる成長が予測されているところ、我が国においてもコンテンツ産業を基幹産業と位置付け、戦略的に取り組むこととしている。さらに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)において策定・明記された「コンテンツ産業活性化戦略」を、政府を挙げて、官民連携により推進することとしている。

このうち、特に放送コンテンツについては、外部環境の変化、収益構造の変化にさらされており、放送コンテンツ産業の持続的な発展に当たっては、産業競争力の確保が不可欠である。そのため、放送コンテンツ産業の更なる振興、産業競争力の強化に向け、①放送コンテンツ産業の振興に向けた課題と対応策、②官民連携の在り方等を整理し、これまで以上に官民が連携して遂行していくことが必要となっている。さらに配信コンテンツ市場が今後さらに拡大をしていく中、現状の把握、今後の振興に向けた方策についても併せて検討することが必要である。

上記①②について集中的に検討するため、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に開催される検討チームとして、「放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム」を開催し、関係事業者等の協力を得つつ検討を行う。

2. 名称

本検討チームは「放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム」と称する。

3. 検討項目

- (1) 放送・配信コンテンツ産業の振興に向けた課題と対応策
- (2) 官民連携の在り方
- (3) その他

4. 構成及び運営

- (1) 本検討チームの主査は、検討会座長が指名する。本検討チームの構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は、本検討チームを招集し、主宰する。
- (3) 主査は、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査代理は主査を補佐し、主査が不在のときは主査に代わって本検討チームを招集し、主宰する。

- (5) 主査は、必要と認める者を構成員又はオブザーバとして随時追加することができる。
- (6) 主査は、必要に応じ、構成員及びオブザーバ以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) その他、本検討チームの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5. 議事の取扱い

- (1) 本検討チームの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討チームの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討チームの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6. その他

本検討チームの庶務は、情報流通行政局情報通信作品振興課が、同局放送政策課の協力を得て行うものとする。

「放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム」

構成員名簿

(敬称略・主査を除き五十音順)

<構成員>

(主査)	うちやま たかし 内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部 教授
(主査代理)	おと よしひろ 音 好宏	上智大学新聞学科 教授
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
	くぼ まさかず 久保 雅一	株式会社小学館ミュージック＆デジタルエンタテイメント 代表取締役社長
	クロサカ タツヤ	株式会社企 代表取締役
	さわだ とおる 澤田 渉	株式会社 Brighten Consulting 代表取締役
	やまもと ひでと 山本 秀人	一般社団法人日本映画テレビプロデューサー協会 事務局長

計 7 名

(オブザーバ)

日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社 TBS テレビ、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社 WOWOW、株式会社 TVer、株式会社 U-NEXT、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構 (BEAJ)、一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟 (ATP)、一般社団法人日本映画製作者連盟、一般社団法人日本動画協会 (AJA)
文化庁 参事官 (芸術文化担当) 付、経済産業省 商務・サービスグループ文化創造産業課